

論点修正案についての意見

構成員 久保 潔

(一) <検討会として認識した問題点>——について

①表現上の問題で恐縮ですが、<検討会として認識した現状と問題点>としたい。
現状を幅広く認識した上で、問題意識を共有したことを強調する意味で。

②イ-②「心理療法（カウンセリング）」の支援の程度

「支援の程度」とは何を指しているのか。（支援の範囲か、種類か、水準か、内容か）具体的な表現の方が分かりやすい。

(一) <公費負担の対象とする犯罪被害者等に対する心理療法>——について

○公費負担の仕組み

イ-③として「その他既存の心理療法（カウンセリング）の公費負担制度の拡充の可否」を立てたことに賛成。前回の論点整理案では、医療保険制度と犯罪被害給付制度の拡大の可否の他には既存制度について触れられておらず、警察庁（委託も含む）等が実施している種々のカウンセリングの拡充への努力が置き去りになる恐れがある。これら初期段階のカウンセリングは、幅広い救済や重症化の予防にとって重要な位置を占めており、拡充・改善への努力は欠かせないとする。

なお、③項の中に試行中のワンストップの拡充、及び各制度間の連携改善への努力等が含まれるものと理解し、③項の表現をそのままにして賛成したい。

論点修正案についての意見

【太田達也】

○ 公費負担の対象とする場合の限定の基準 ア 「犯罪被害者等」

意見

心理療法を公費負担する場合の犯罪被害者の範囲について、被害者本人や、死亡した被害者の遺族以外に、存命の被害者の家族への適否をどうするか、という問題も検討しなければならないと思います。被害者が性犯罪などの重大な犯罪被害を受けた場合、その家族も精神的に大きな被害を受ける場合があります、これを全て対象外としてしまうことは問題であるように思われるからです。

○ 公費負担の仕組み

意見

被害者が負担した心理療法の費用を償還するための給付制度と併せて、被害者が無料で心理療法を受けられるような機関や部署の創設も検討課題（少なくとも、将来への提言）とすべきだと考えます。

論点修正案についての意見

「公費負担の仕組み」に以下の項目を追加されたい。

キ 以上の検討を踏まえた上での犯罪被害者等にとって最適な公費負担制度の在り方

【理由】

論点「公費負担の仕組み」では、項目「イ」、「ウ」の各種制度の拡大・創設の可否の検討において複数の制度が可能となる場合も想定されるが、犯罪被害者等にとってより最適な制度が選択されるよう、その他の項目の検討結果を踏まえた上で、総合的な検討を行う必要があるため、これを明示的に記載すべきものとする。

【警察庁】

論点修正案についての意見

下記項目を削除。

①医療保険制度の適用対象の拡大（療養費等を含む）の可否

（理由）

診療報酬の個別の点数設定については、健康保険法等関係法規で中央社会保険医療協議会で議論し決定することが決められており、本検討会において論点として議論されることがらではなく、記載することは不適切であるため。

【厚生労働省】